

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商号)

当会社は、株式会社FUNDINNOと称する。英文ではFUNDINNO, INC.と表示する。

### 第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 金融商品取引法に基づく金融商品取引業
2. 金融商品取引所への株式公開支援及びそれに附随したコンサルティング業務
3. M&A、財務支援、資本政策等に関する情報提供及びコンサルティング業務
4. インターネットに関する総合コンサルティング業務
5. 経営コンサルティング及び各種マーケティングリサーチ業務
6. デジタルコンテンツの企画、立案、製作、配信、販売
7. 貸金業の規制等に関する法律に基づく貸金業
8. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
9. 証券代行業務
10. 株主に関する調査及び情報提供の受託業務並びにコンサルティング業務
11. 前各号に附随関連する一切の業務

### 第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

### 第4条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### 第5条 (公告の方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第2章 株 式

### 第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、91,000,000株とする。

### 第7条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

### 第8条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第9条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

#### 第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

#### 第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### 第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

#### 第14条（電子提供措置等）

- 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2. 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### 第16条（決議）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

### 第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、9名以内とする。

### 第19条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### 第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

### 第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によってCEO、COO各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

### 第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役において取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 取締役会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

### 第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### 第24条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

### 第25条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

### 第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### **第27条（取締役の責任免除）**

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

### **第5章 監査役及び監査役会**

#### **第28条（監査役の員数）**

当会社の監査役は、4名以内とする。

#### **第29条（監査役の選任）**

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

#### **第30条（監査役の任期）**

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### **第31条（常勤の監査役）**

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### **第32条（監査役会の招集通知）**

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

#### **第33条（監査役会規則）**

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

#### **第34条（監査役の報酬等）**

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### **第35条（監査役の責任免除）**

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

### 第36条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会において選任する。

### 第37条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計 算

### 第38条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

### 第39条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### 第40条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

- 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。
- 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第41条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 未払の配当財産には利息をつけないものとする。

## 付 則

- 平成27年11月26日制定
- 平成29年2月27日から改正施行する。
- 平成29年6月29日から改正施行する。
- 平成30年1月26日から改正施行する。
- 平成30年6月22日から改正施行する。
- 平成31年1月30日から改正施行する。
- 令和2年5月29日から改正施行する。
- 令和4年2月1日から改正施行する。
- 令和5年1月27日から改正施行する。
- 令和6年1月22日付で附則第1条を削除する。
- 令和6年1月26日から改正施行する。
- 令和7年1月24日から改正施行する。
- 2025年7月25日から改正施行する。
- 2025年10月30日付で付則第1条を削除し、付則第2条を第1条に繰り上げる。
- 2025年11月25日付で当社は振替株式を発行する会社となつたため、付則第1条を削除する。